

令和7年 第12回宇都宮市教育委員会会議録

- 1 日時 令和7年7月25日（金） 開始時刻 午前9時
2 場所 宇都宮市役所13階 教育委員室
3 出席者 小堀教育長、大森委員、小野委員、亀山委員、山口委員
4 説明員 安納事務局長、川島事務局次長、石和教育企画課長、岡村学校教育課長、飯田教育センター所長、
5 書記 福田係長、保知戸係長、多賀係長、國分指導主事、石川指導主事、星指導主事、高橋指導主事、諸伏指導主事、村上主事
6 傍聴者 0名
7 議題
(1) 審議事項
審議第25号 令和8年度使用宇都宮市立小・中学校教科用図書の採択について

8 議事の内容

教育長	ただ今から、令和7年第12回宇都宮市教育委員会を開会する。本日の会議録署名委員は、大森委員、小野委員とする。
教育長	教科書採択に係る審議については、平成28年度より公開としている。
教育長	それでは審議に入るが、議案第25号「令和8年度使用宇都宮市立小・中学校教科用図書の採択について」の審議に入る。 まず、「令和8年度使用教科用図書の採択事務について」説明願う。
学校教育課長	<p>【説明要旨】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 「河内採択地区教科用図書採択協議会調査員会」、「河内採択地区教科用図書採択協議会」が開催され、本日の教育委員会となる。河内採択地区を本市とともに構成する上三川町においても、同様に教育委員会が開催され、審議される予定である。○ 調査員会を開催し、調査員7名が、小中学校特別支援学級用の附則第9条図書について調査研究し、調査研究資料を作成した。○ 7月10日に採択協議会を開催し、調査研究結果を踏まえ、教科用図書を閲覧した上で、協議及び選定を行った。○ 採択協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに上三川町と同一の教科用図書を採択することとなる。
教育長	ご質問などはあるか。(特になし)
教育長	次に、「特別支援学級用教科用図書の採択について」説明願う。
教育センター所長	<p>【説明要旨】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 令和8年度使用特別支援学級用教科用図書の採択について説明。○ 特別支援学級で使用することのできる教科用図書の種類について説明。<ul style="list-style-type: none">① 「検定本」② 「著作本」③ 「附則第9条図書」○ 特別支援学級で使用することのできる教科用図書を選ぶ際の順序性について説明。<ul style="list-style-type: none">①当該学年の「検定本」②当該学年よりも下の学年の「検定本」③「著作本」④「附則第9条図書」○ 令和8年度使用河内採択地区小中学校特別支援学級用教科用図書の審議・採択の流れについて説明。○ 表の1にある当該学年の「検定本」については、令和8年度使用小中学校教科用図書の採択において審議・採択されたものが使用できることにな

るので、改めて採択はしない。

- 表の3にある小学校用の「附則第9条図書」については、今年度追加された図書及び採択から4年が経過する図書について調査研究を行った。小学校特別支援学級用教科用図書の採択において審議・採択していただく。また、中学校用の附則第9条図書については、今年度追加された図書について学習指導要領に照らし合わせて調査研究を行った。中学校特別支援学級用教科用図書の採択で審議・採択をしていただく。
- 表の1にある、下学年の検定本及び著作本、昨年度採択されたの附則第9条図書についても、審議・採択をしていただく。
- 附則第9条図書については、文部科学省から、「可能な限り体系的に編集されており、教科の目標に沿う内容をもつ図書が適切であり、特定の題材又は一部の分野しか取り扱っていない参考書、図鑑類、問題集等の図書は適切でない」との指導がある。
- 適切な図書がない場合は、採択されないことがある。

教育長

ご質問などはあるか。

山口委員

特別支援学級で使用する教科書を選ぶ際の順序性について、使用が適当でない場合は教員が判断するのか。

教育センター所長

児童生徒の実態に応じて、担任が保護者と相談して決めていく。

教育長

引き続き審議に入る。

教育長

まず、小学校及び中学校の教科用図書の採択について、審議を行う。

その後、小学校特別支援学級、中学校特別支援学級の学校教育法附則第9条図書の採択について、審議を行う。

審議の流れは、採択協議会の協議の内容について説明し、委員は閲覧し、質疑の時間を取り、採択となる。

最後に、小学校及び中学校特別支援学級の下学年の検定本、著作本及び昨年度採択された附則第9条図書の採択について、審議を行う。

なお、説明は学校教育課長と教育センター所長が行い、それぞれのご質問には担当の指導主事がお答えするので、了解いただきたい。

教育長

まず、令和8年度使用小学校教科用図書の採択を行う。事務局より説明願う。

学校教育課長

【説明要旨】

- 令和8年度使用小学校教科用図書については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」に基づき、令和5年度に採択された別紙3の教科用図書を、令和6年度から4年間、採択することになっているが、採択地区の変更などに鑑みて、毎年度、採択を行うことになっている。
- については、別紙3に示されている小学校教科用図書について、引き続き

採択してよろしいか、お諮りしたい。

- 教育長 ご質疑等あるか。(特になし)
- 教育長 それでは、ご異議がないようであるため、令和8年度使用小学校教科用図書の採択を決定する。
- 教育長 次に、令和8年度使用中学校教科用図書の採択を行う。事務局より説明願う。
- 学校教育課長
- 令和8年度使用中学校教科用図書については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」に基づき、令和6年度に採択された別紙4の教科用図書を、令和7年度から4年間、採択することになっているが、採択地区の変更などに鑑みて、毎年度、採択を行うことになっている。
 - については、別紙4に示されている小学校教科用図書について、引き続き採択してよろしいか、お諮りしたい。
- 教育長 ご質疑等あるか。(特になし)
- 教育長 それでは、ご異議がないようであるため、令和8年度使用中学校教科用図書の採択を決定する。
- 教育長 次に、小学校特別支援学級の教科用図書の審議を行う。
「小学校特別支援学級 学校教育法附則第9条図書について」説明願う。
- 教育センター所長
- 【説明要旨】
- 小学校特別支援学級の学習状況、附則第9条図書の使用状況について説明。
 - 調査員会の調査結果と採択協議会での協議内容について資料に沿って説明。
 - 採択協議会では、国語の「あいうえお〈スキンシップ絵本〉」、書写の「発達支援教材初級編 ステップアップマッチングI」、書写の「なぞらずにうまくなる子どものひらがな練習帳」、書写の「なぞらずにうまくなる子どものカタカナ練習帳」、音楽の「1分えほんシリーズ どうようだいしゅうごううたえほん」、图画工作の「あそびのおうさまBOOK どんどんぬるほん」、图画工作の「ふきさんのクイックおもちゃ大百科 すぐできる！即席レシピ」、道徳の「育ちのよさが身につくおさほうえほん」について、選定しない、また、家庭の「小学館の子ども図鑑プレNEO 楽しく遊ぶ学ぶ せいかつの図鑑」、道徳の「絵でわかるこどものせいかつかん4 おつきあいのきほん」について選定することとした。理由は以下のとおり。
 - ・国語「あいうえお〈スキンシップ絵本〉」
平仮名の文字の学習に限定されており、学習指導要領に示された多く

の内容が取り扱われていないため十分とは言えない。

・書写 「発達支援教材初級編 ステップアップマッチング I」

色や数字などのマッチングや運筆等の学習に限定されており、学習指導要領に示された書写に関する事項の一部しか記載されていないため十分とは言えない。

・書写 「なぞらずにうまくなる子どものひらがな練習帳」

内容が、平仮名の書きに限定されており、学習指導要領に示されている書写に関する事項の一部しか記載がないため、年間で学ぶ内容としては、十分とは言えない。

・書写 「なぞらずにうまくなる子どものカタカナ練習帳」

内容が、片仮名の書きに限定されており、学習指導要領に示されている書写に関する事項の一部しか記載がないため、年間で学ぶ内容としては、十分とは言えない。

・音楽の「1分えほんシリーズ どうようだいしゅうごううたえほん」

平易な曲を中心である一方で、歌唱分野に限定されており、学習指導要領に示す目標及び内容と照らし合わせて、十分とは言えない。

・図画工作の「あそびのおうさま BOOK どんどんぬるほん」

学習指導要領に示される「A 表現」の中でも絵に関する内容のみの取り扱いとなり、「B 鑑賞」や立体、工作が扱われておらず十分とは言えない。

・図画工作 「ふきさんのクイックおもちゃ大百科 すぐできる！即席レシピ」

身近な素材を扱って工作や立体、造形遊びを行うことはできるが、取り扱っている内容が限定的であるため、十分とは言えない。

・道徳 「育ちのよさが身につくおさほうえほん」

取り上げられている内容は「礼儀作法」に限定されており、学習指導要領に示されている道徳科の目標及び内容に照らし合わせて十分とは言えない。

・家庭 「小学館の子ども図鑑プレ NEO 楽しく遊ぶ学ぶせいかつ図鑑」

学習指導要領に示されている内容がほぼ記載されており、衣食住などに関する実践的な内容が写真や挿し絵等で効果的にまとめられ、能力差や発達の段階に応じながら学習することができる。

・道徳 「絵でわかるこどものせいかづかん4 おつきあいのきほん」

対象年齢が3歳からとなっており、特別支援学級に在籍する児童の実態に幅広く対応することができる。具体的な生活場面を取り上げているため、児童にとって分かりやすく学習を進めることができる。

教育長

それでは教科用図書の閲覧をお願いする。

【教科用図書閲覧（約4分間）】

教育長

ただいま教科用図書を閲覧いただいたが、ご質問・ご意見があるか。

大森委員	この 6 種 10 点に絞るのは誰が行ったのか。
教育センター所長	県の調査研究で挙げられた図書が対象となっており、本採択地区でも調査した。また、学校から要望があった図書も調査している。
教育長	今年度の調査対象の図書が多い理由は何か。
教育センター所長	県での調査研究の対象の図書が多かったということになる。
小野委員	「発達支援教材初級編 ステップアップマッチング I」は、特別支援学級で参考書として使われるのか。
教育センター所長	参考書や補助教材として有用であるが、教科用図書として使用するのは、難しいものがある。
事務局	ステップアップマッチングの教材には、ひらがなやソーシャルスキルなど、シリーズとして出版されているものがあるが、実際に使っている学級は把握していない。
小野委員	よいものではあるが、1 冊で教科の学習を網羅したものではないので、なぜ調査対象になっているのかが疑問となる。
教育センター所長	県では、選択肢を広くもてるよう一部でも合致していれば調査し、各採択地区へ研究資料を提供している。
小野委員	道徳に関しては、「著作本」である「☆（ほし）本」がない。道徳に関するほかの教科書の選択肢がないということで、「絵でわかるこどものせいかつずかん4 おつきあいのきほん」はよいと思う。
教育長	採択協議会の結果のとおり、家庭「小学館の子ども図鑑プレNEO 楽しく学ぶ生活の図鑑」、道徳「絵でわかるこどものせいかつずかん4 おつきあいのきほん」の 2 点を採択することとしてよろしいか。（全員了承） 全員賛成であるため、決定する。
教育長	次に、中学校特別支援学級の教科用図書の審議を行う。 「中学校特別支援学級 学校教育法附則第 9 条図書について」説明願う。
教育センター所長	<p>【説明要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中学校特別支援学級の学習状況、附則第 9 条図書の使用状況について説明。 ○ 調査員会の調査結果と採択協議会での協議内容について資料に沿って説明。

- 採択協議会では、国語の「ことばのえほん あいうえお」、社会「都道府県のかたちを絵でおぼえる本」、数学「はじめてであうすうがくの絵本1」、理科「こどものずかん Mio 9 ひとのからだ」、理科の「こどものずかん Mio 1 むし」、英語の「暮らしに役立つ英語」、道徳「育ちのよさが身につく おさほうえほん」について選定しない、また、家庭「アクティブ！家庭科 授業を生活で活かそう④ 解決家庭科何でも事典」について選定することとした。理由は以下のとおり。
 - ・国語の「ことばのえほん あいうえお」
平仮名の読みに関する内容が中心であり、学習指導要領に示す「書くこと」や「読むこと」等の内容については、取り扱われていないため十分とは言えない。
 - ・社会「都道府県のかたちを絵でおぼえる本」
都道府県の形や特徴が分かりやすくまとめられているが、47都道府県の名称や位置についての内容に限定されており、学習指導要領に示されている社会科の目標及び内容に照らし合わせて十分とは言えない。
 - ・数学「はじめてであうすうがくの絵本1」
「数と式」「図形」の一部に内容が限定されており、学習指導要領に示されている数学の目標及び内容に照らし合わせて十分とは言えない。
 - ・理科「こどものずかん Mio 9 ひとのからだ」
学習指導要領に示されている「生物の体のつくりと働き」の一部に限定されており、学習指導要領に示されている理科の目標及び内容に照らし合わせて十分とは言えない。
 - ・理科の「こどものずかん Mio 1 むし」
学習指導要領に示されている「生物の体の共通点と相違点」の一部に限定されており、その他の分野の内容が取り上げられていないため、十分とは言えない。
 - ・英語の「暮らしに役立つ英語」
学習指導要領に示されている内容が取り扱われているが、生徒の実態に比べて内容が難しく、「聞くこと」や「書くこと」についての扱いが十分とは言えない。
 - ・道徳「育ちのよさが身につく おさほうえほん」
取り上げられている内容は「礼儀作法」に限定されており、学習指導要領に示されている道徳科の目標及び内容に照らし合わせて十分とは言えない。
 - ・家庭「アクティブ！家庭科 授業を生活で活かそう④ 解決家庭科何でも事典」
学習指導要領に示されている内容がほぼ記載されており、衣食住などに関する実践的な内容が写真や挿し絵等で効果的にまとめられ、能力差や発達の段階に応じながら学習することができる。

【教科用図書閲覧（約4間）】

- 教育長 ただいま教科用図書を閲覧していただいたが、ご質問・ご意見があるか。
- 小野委員 著作本の中に英語に関するものはない。小学校のものを使えるのはよいが、もう少し簡単なものがよい。
- 教育長 それでは、ご異議がないようあるため、お諮りする。
採択協議会の結果のとおり、家庭「アクティブ！家庭科 授業を生活で活かそう④ 解決家庭科何でも事典」の1点を採択することとしてよろしいか。（全員了承）
全員賛成であるため、決定する。
- 教育長 次に、「特別支援学級用教科用図書（検定本、著作本及び昨年度採択された附則第9条図書）の採択について」説明願う。

【説明要旨】

- 別紙6及び別紙7に示されている図書は、本市において、当該学年の検定本に加えて、特別支援学級用教科用図書として使用可能となっている図書である。

- 教育長 それでは、教科用図書の閲覧をお願いする。

【教科用図書閲覧（約2分間）】

- 教育長 ただいま教科用図書を閲覧していただいたが、ご質問・ご意見があるか。
- 教育長 それでは別紙6及び別紙7に示されている教科用図書を採択してよろしいか。（全員了承）
それでは決定する。
- 教育長 以上で議案第25号「令和8年度使用宇都宮市立小・中学校教科用図書の採択について」の議事は終了となるが、委員の皆様から何かご意見などあるか。（特になし）
- 教育長 ないようあるため、事務局から連絡事項をお願いする。
- 事務局 本日開催されている上三川町教育委員会において、本市と同一の教科用図書を採択したことをもって、本採択地区の正式な採択となることをご了承いただきたい。結果については、後程、委員の皆様に事務局からご報告する。
- 教育長 その他委員の皆様から何かご意見などあるか。

教育長

以上で、本日の委員会を閉会とする。

終了時刻 午前 9 時 50 分

署名委員

署名委員
